

青森県報

第三千五百五十五号

平成二十一年
十月三十日
(金曜日)

目次

告示

准看護師試験の施行

平成二十一年度青森県ひとり親家庭等実態調査の実施

公告

建設業者の許可の取消し

監査委員

監査結果に対する措置の公表

告示

青森県告示第六百八十七号

平成二十二年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十二年二月十六日(火)

2 場所 青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十一年十二月七日(月)から同月十一日(金)まで。ただし、郵送する場合は、同月十一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森市保健所及び青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ(電話〇一七 七三四 九二九一)に問い合わせること。

青森県告示第六百八十八号

平成二十一年度青森県ひとり親家庭等実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

青森県内における母子家庭、父子家庭、父母のない児童のいる世帯及び寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)の生活実態及び福祉需要を把握し、これらの福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

青森県内のひとり親家庭等

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 調査を求める事項は次に掲げる事項とする。

(一) 世帯の状況

(二) 調査対象者の状況

(三) 子どもの状況

- 2 報告を求める基準となる期日は、平成二十一年十一月一日とする。
- 四 報告を求める者
青森県内のひとり親家庭等のうちから別に定める方法により抽出した者
- 五 報告を求めるために用いる方法
調査は、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。
- 六 報告を求める期間
平成二十一年十一月一日から同年十一月三十日までとする。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三浦重備建設
- 二 代表者の氏名 三浦 貢
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤代四丁目六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五九八三号
- 五 取消年月日 平成二十一年九月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年三月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成21年9月3日付け青監査第50号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月30日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
 同 元 木 篤 子
 同 相 川 正 光
 同 三 橋 一 三

監査箇所名	監査結果	措置の内容
人事課	職員手当等において、支給金額が誤っているものがある。	支給金額の誤りについては、返納済みである。再発防止のため、諸手当現況調査におけるチェック項目の追加などを行い、支給誤りが生じないよう徹底を図った。
総務学事課	収入未済の解消に努めること。	補助金の返還金等について、債務者所有の不動産強制競売に係る裁判所の手続が進行しているが、今後ともその進行を注視し、引き続き収入未済の解消に努めていく。
財産管理課	未利用財産の解消に努めること。	宅地建物取引業者への売却業務委託の推進などにより積極的に売却を進め、引き続き未利用財産の解消に努める。
東青地域県民局	収入未済の解消に努	個人県民税の収入未済額が県税全

<p>県税部 中南地域県民局 県税部 三八地域県民局 県税部 西北地域県民局 西北地域県民局 上北地域県民局 県税部 下北地域県民局 県税部</p>	<p>めること。</p>	<p>体の約7割を占める状況を踏まえ、市町村に対する徴収支援策をメニューとして提示し、市町村が選択した支援策を而者共住民税の滞納額の縮減に取り組むこと等により、収入未済の解消に努めている。</p>
<p>情報システム課</p>	<p>雑入において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>適時適切な調定手続の執行について、職員に指導するとともに、関係グループやメーカーにおいてもチェックすることとした。</p>
<p>東青地域県民局 地域連携部</p>	<p>需用費において、競争入札で執行すべき契約を随意契約で行っているものがある。</p>	<p>職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>三八地域県民局 地域連携部</p>	<p>歳出科目が誤っているものがある。 委託料において、支払手続が適正でないものがある。</p>	<p>支出負担行為及び支出命令起案時に、複数でチェックを行うなどチェック体制を強化することにより再発を防止する。 地域整備部との連携を密にし、適切に契約事務を行うとともに、支出負担行為及び支出命令起案時に契約方法を確認することにより、再発を防止することとした。</p>
<p>西北地域県民局 地域連携部</p>	<p>需用費において、過年度支出となっているものがある。</p>	<p>平成20年3月分灯油代金の支払に当たり、債権者を誤って支払し、出納整理期間経過後に誤りが判明したため過年度支出となった。誤って支払した者に対しては、過払分を調定し、平成20年6月16日収納となっている。 また、正当債権者に対しては、平成20年6月26日に支払済みである。今後は、支出命令票出力後の再確認の徹底及び内部のチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

<p>下北地域県民局 地域連携部</p>	<p>行政財産使用許可更新事務において、標準処理期間を超えて処理している。</p>	<p>申請書の收受のつど、標準処理期間を超えないよう事務処理を徹底する。</p>
<p>環境政策課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。 需用費において、電気料金の支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。</p>	<p>管理室及び漁港漁場整備事務所において、定期的な支払について振替日を記載した支払予定一覧表(担当者か作成済み)により管理することとし、再発防止に努めている。 また、通帳の確認については、漁港漁場整備事務所において、現金の受払の都度確認している。</p>
<p>自然保護課</p>	<p>公有財産の台帳登録がされていないもの及び異動報告が遅延しているものがある。</p>	<p>滞納者は生活保護受給者や住居不定で無職の者など買力のない者であるため、居住地の確認や財産調査により現状を確認し、戸別訪問により支払方法について話し合いの上、支払計画書の提出や一部徴収を実施した。</p>
<p>県境再生対策室</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>未登録の公有財産について、台帳登録を行った。 今後、未登録及び異動報告の遅延が発生しないよう職員に周知し、注意喚起を行った。</p>
<p>青森県環境保健センター</p>	<p>備品購入費において、請求金額と異なる額を支払い、かつ、支払期限を過ぎて支払をしているものがある。</p>	<p>収入未済の解消のため、滞納者の金銭債権(3,500万円)及び不動産(土地・建物)の差押えを実施しており、このうち金銭債権については、平成21年9月までに2,170万円を収納している。 また、不動産については、定期的に公売を実施している。 今後とも金銭債権の回収することとしているほか、不動産については、公売手続による換価処分を行い、収入未済解消に努めることとしている。</p>

		<p>長期継続契約において、契約書の規定に反する内容で覚書を取り交わしているものがある。</p> <p>契約書の規定に沿った内容で、覚書の変更を平成21年3月17日付で取り交わした。事案が発生しないよう職員に周知し、注意喚起を行った。</p>	<p>となつているかどうか十分にチェックして再発を防止する。</p>
医療業務課	収入未済の解消に努めること。	<p>電話等による督促を継続して行っており、今後とも収入未済の解消に努めていくこととした。</p>	
保健衛生課	手数料において、手数料徴収条例施行に係る要領の改正が遅延している。	<p>今後は、速やかに要領を改正するよう課職員への周知を行った。</p>	
障害福祉課	収入未済の解消に努めること。	<p>滞納者の状況を把握しつつ、電話や文書、訪問による督促を行っている。今後とも継続し収入未済の解消に努めることとした。</p>	
東青地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	<p>滞納者対策会議を開催して効果的な指導方針を検討するとともに家庭訪問等による納入指導を強めるほか、債権発生を未然に防止する取組を実施し、収入未済の解消に努めることとした。</p>	
下北地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	<p>下北地域健康福祉部収入未済対策要綱及び下北地域健康福祉部収入未済金対策要領に基づき、四半期ごとに対策会議を実施し、各ケースごとに処遇方針を定め収納に努めている。今後とも、収入未済解消に努めることともに、返納金の未納防止に努めていくこととした。</p>	
青森県立子ども自立センター	<p>工事請負費において、入札が適正でないものがある。</p>	<p>財務規則、入札事務の手引書等の習熟と順守を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。</p>	
商工政策課	収入未済の解消に努	現年度分については、延滞企業の	

	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>民事再生計画案の遂行状況を注視しながら、未収債権の回収に努めていく。</p> <p>過年度分については、引き続き、延滞企業等への訪問や電話等による催促及び分割納入等の指導を行いながら回収に努めるとともに、回収不能な債権については不納欠損処分を検討していく。</p> <p>今後とも、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。</p>
工業振興課	収入未済の解消に努めること。	<p>債務者に対しては、個別訪問による督促を行うなど債権回収につながる働きかけを継続するとともに、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。</p>
観光企画課	<p>使用料及び手数料に遅延しているものがある。</p>	<p>滞延遅延に対し、指摘に至った経緯を踏まえ、全職員に周知し、担当者のみならず、複数の職員で確認し、滞延遅延がでないよう、チェック体制や指導・監督体制の強化を図ることとした。</p>
青森県名古屋情報センター	<p>北東北三県名古屋台の同事務所運営協議会の報酬において、支給金額を誤っているものがある。</p>	<p>速やかに返納等の処理を行った。社会保険料に関する請求額と徴収額の相互チェックの徹底を図ることとする。今後とも退職や採用に付随する事務は発生するため、手続に漏れがないように徹底する。</p>
青森県立美術館	<p>使用料及び手数料に遅延しているものがある。</p>	<p>滞延遅延に対し、指摘に至った経緯を踏まえ、全職員に周知し、担当者のみならず、複数の職員で確認し、滞延遅延がでないよう、チェック体制や指導・監督体制の強化を図ることとした。</p>
	<p>報償費において、所得税の源泉徴収時期及び納付時期が適正でないものがある。</p>	<p>支払の基本的な事項について、担当者へ周知徹底を図り、適正な納税手続を行うこととした。</p>

<p>農林水産政策課</p>	<p>重要物品の異動報告が、遅延しているものがある。</p>	<p>今後、財務規則に則り速やかに報告手続を行うこととした。</p>
<p>品種登録が取り消されたものがある。 ・不正な事務処理により品種登録が取り消されている。 ・不正に知事印を押し付けた書面を作成している。 ・不適正な事務処理により収入印紙を購入している。 ・不適切な事務処理により収入印紙(30,000円)を紛失している。</p>	<p>職員意識改革・風通しの良い職場環境の確立・組織的なチエック体制の強化を柱とする「農林水産部における業務改善策」を平成20年11月20日に策定し、当課をはじめ部内全所員に対し周知徹底を図り、二度とかかる事例が発生しないよう改善した。</p>	
<p>諸収入において、登録品種に係る利用料の調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>報償費において、品種登録に係る報償金が過年度支出となり遅延利息が生じているものがある。</p>	
<p>団体経営改善課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>延滞者に対する個別面談等を継続的に実施するとともに、資産のある者等については法的措置(支払督促等)を実施し、収入未済の解消に努めることとした。</p>
<p>林政課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>行為者に催告書により損害賠償金の支払について督促を行った。納付の状況によっては、損害賠償請求訴訟の提起を検討しながら対応していくこととした。</p>
<p>農村整備課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>延滞者との面談を通じその解消に鋭意努力してきたところであり、引き続きその解消に努めることとした。</p>

<p>中南地域農政局 地域農林水産部</p>	<p>工作物の移転補償において、補償額を過大に積算しているものがある。</p>	<p>再発防止策については、内部けん制を動かすため補償積算の勉強会を定期的に関くるとともに、起案時には複数の職員によるチエック体制を強化することとした。</p>
<p>三八地域農政局 地域農林水産部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。 研修等負担金において、立替私しているものがある。</p>	<p>収入未済の解消に向け、法的措置も含めた対策の強化に努めることとした。</p>
<p>財産の管理において、適正でないものがある。</p>	<p>不法占有状態にあった施設のうち、冷蔵庫施設部分について、所有権移転が行われたことから、平成21年5月29日付けで新たな使用者に占有許可を行い占有料の徴収を行った(当該施設の不法占有状態の一部解消・正常化)。 上記以外の老朽化した施設について、当面の安全確保のため敷地内への立入禁止措置を講じた。</p>	<p>不法占有状態にあった施設のうち、冷蔵庫施設部分について、所有権移転が行われたことから、平成21年5月29日付けで新たな使用者に占有許可を行い占有料の徴収を行った(当該施設の不法占有状態の一部解消・正常化)。 上記以外の老朽化した施設について、当面の安全確保のため敷地内への立入禁止措置を講じた。</p>
<p>監理課</p>	<p>未利用財産の解消に努めること。</p>	<p>引き続き、売却若しくは貸付が可能な財産の隣接者に対する売却・貸付の交渉及び公利用財産の市町村への財産移管交渉を継続していくこととした。</p>
<p>河川砂防課</p>	<p>負担金、補助及び交付金において、事務手続が適正でないものがある。</p>	<p>職員に対して、関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>港湾空港課</p>	<p>未利用財産の解消に努めること。</p>	<p>土地動向・経済活動等を把握している金融機関・不動産関係者から得た情報を基に、積極的にポータル入活動を実施し、未利用財産の解消に努めることとした。</p>
<p>都市計画課</p>	<p>委託料において、支出負担行為の決裁区分</p>	<p>職員に対して、関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制</p>

東青地域県民局 地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、毎月訪問による納付指導や督促の徹底等を行い未納解消に努めることとした。また、河川占用料・港湾施設使用料についても、引き続き文書等による催促を行い債権の回収に努めることとした。	を誤っているものがあ	る。	を強化し、執行向に専決法規程の写しを添付することとした。
中南地域県民局 地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、引き続き青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、毎月訪問による納付指導や督促の徹底等を行い未納解消に努めることとした。また道路占用料については、引き続き親族宅の訪問を行うなど居住に努めることとするも、親族の地位弁済を要請するなど未納解消に努めることとした。	収入未済の解消に努	めること。	支給漏れとなっている報酬については、平成21年3月19日に全額追給済みである。今後は、職員に対し、内部チェック体制を強化し、勤務実績の確認を徹底することとした。
三八地域県民局 地域整備部	収入未済の解消に努めること。	年間支払予定金額の算定に当たっては、過去の実績と執行年度の需要を適切に把握し、適正な執行に努めることとした。	公印管守者の承認を	受けずに公印を使用しているものが多数ある。	公印使用の承認に当たっては、公印管守者自らが厳正な書類審査を行った上で自ら押印することを徹底するとともに、押印場所の適正配置等により公印の適正管理を徹底した。

西北地域県民局 地域整備部	収入未済の解消に努めること。	県営住宅等の使用料については、青森県県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領等に基づき、3か月以上の滞納者を親族訪問し、誓約書の徴取や保証人への連絡を行うなど、収入未済の着実な解消に努めることとした。 国有財産使用料の平成16年度未済分については、平成21年2月に催告通知書を送付しているほか、平成20年度分の河川占用料は、平成20年度出納整理期間内に徴収を完了した。また、平成17年度の運約金未済分の一部については、債務者の居所を特定し、徴収を完了した。	領収証書の交付が適	正でないものがある。	地域整備部収納分任出納員を対象として、経理課八戸財務グループによる職場研修を実施するとともに、事務処理方法を再確認し、再発防止を図った。
上北地域県民局 地域整備部	収入未済の解消に努めること。	滞納者に対し、月に1回は個別訪問し催促するとともに、適宜電話連絡をして未納解消に努めることとした。また、関係機関と情報交換を行い、未納額の減少に努めることとした。	委託料において、契	約が適正でないものがある。	地域連携部と地域整備部の事務分掌の確認を行うとともに、事務処理手順について内部チェック体制の強化を図った。
下北地域県民局 地域整備部	需用費において、契約手続が適正でないものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導し、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。	当年度は、364,777.5	38円の純損失が生じており、累積欠損金も2,	県立病院改革計画（平成21年3月策定）に基づき、病床利用率の更なる向上や看護体制の強化による入院
青森県立中央病院					

<p>963,642,164円となつて いるので、その解消に 努めること。</p>	<p>料の増収、材料費や経費の節減など に取り組み累積欠損金の縮減に努め る。</p>
<p>出納員の事務引継書 が作成されていない。</p>	<p>薬品の出納員である現在の薬剤部 長に十分説明をし、今後、出納員に 異動があった場合においては事務引 継書を作成することとした。</p>
<p>過年度未収金の解消 に努めること。</p>	<p>文書や電話での催促のほか、平成 18年4月から訪問徴収の専門職員 2名も採用、また、平成20年度には 一部の未納者に対して、簡易裁判所 に支払督促の申立てを行った。徴収 を今後も引き続き計画的な訪問の未 納者に対しては簡易裁判所への支払 督促等の申立てを実施することとし ている。</p>
<p>医業収益において、 調定手続が遅延してい るものがある。</p>	<p>事務の流れを整理し、請求や調定 手続が遅延が生じないように、速やか に事務処理をすることとした。</p>
<p>医業外収益において、 行政財産の使用許可が 行われていないものが ある。</p>	<p>平成21年7月1日付で行政財産 使用許可の手続をした。</p>
<p>当年度は、204,279,7 94円の純損失が生じて おり、累積欠損金も42 6,237,038円となつてい るので、その解消に努 めること。</p>	<p>長期入院患者の退院促進と他の医 療機関との連携・調整により、計画的 に平均在院日数の短縮を図ること による入院料の増収、また、材料費 や経費に係る費用節減をより一層進 めることにより、累積欠損金の縮減 に努める。</p>
<p>起案用紙に公印使用 の承認を受けず公印を 使用しているものがあ る。</p>	<p>公印管理責任者（庶務・管理課長） が、自ら公印の押印をし、不在の場 合は指定した職員が押印するよう徹 底することとした。</p>
<p>過年度医業未収金の 解消に努めること。</p>	<p>平成16年度から未収金対策で二 コアルを作成し、定期的な打合せを行 いながら、文書や電話、あるいは訪 問による未収金の督促を継続実施し ている。</p>

<p>教職員課</p>	<p>雑損失において、会 計年度及び支払科目が 誤っているものがある。</p>
<p>財務事務の執行にお いて、管理監督者によ る内部チェック体制及 び相互牽制が機能して いない。</p>	<p>今後、特に年度末における支払な どにおいては、支出科目等について 十分にチェックを行うよう徹底する こととした。</p>
<p>需用費、役務費、使 用料及び賃借料並びに 負担金、補助及び交付 金において、事務手続 が適正でないものが ある。</p>	<p>職員意識改革と能力向上を図る ため、総務グループマネージャと 経理担当職員が積極的に財務会計研 修を受講し、これを踏まえ、毎月初 旬に行う課内会議において、予算執 行上の留意事項等を確認し、あうこと とした。</p>
<p>又スポーツ健康課</p>	<p>関係機関の連携不足により遅延が 生じたものであることから、今後は 関係機関との連絡を密にし、事業の 執行状況について定期的に確認する こととした。</p>
<p>使用料及び賃借料に おいて、支払手続が遅 延しているものがある。</p>	<p>補助金の額の確定があ る。</p>
<p>補助金の額の確定が 遅延しているものがあ る。</p>	<p>補助金交付団体からの実績報告書 が提出された時点で、速やかに補助 金の額を確定し、遅延の解消に努め ていくこととした。</p>
<p>文化財保護課</p>	<p>補助金の額の確定があ る。</p>
<p>補助金の額の確定が 遅延しているものがある。</p>	<p>補助金の額の確定が 遅延しているものがある。</p>
<p>青森県立青森北 高等学校</p>	<p>分任出納員の事務引 継書を作成していない。</p>
<p>起案用紙に公印使用</p>	<p>出納員及び分任出納員が異動した 場合の事務引継を財務規則の規定に 基づき適正に行うよう、県立学校事 務長研修会において周知徹底した。</p>
<p>財務事務適正化研修会、県立学校</p>	<p>財務事務適正化研修会、県立学校</p>

	<p>の承認を受けず、公印を使用しているものがある。</p>	<p>長会議、県立学校事務長会総会等において公印の適正な管理及び使用について周知徹底を図るとともに、教育長がすべての県立学校及び出先機関を訪問し、直接所属長に指導した。</p>
<p>青森県立八戸中央高等学校</p>	<p>使用料及び手数料において、授業料等徴収整理表の確認等が適正に行われていないものがある。</p>	<p>授業料等徴収整理表を使った事務について、口座振替事務の取り扱いや財務規則等を随まえた上、正しい取扱いを行うよう、県立学校事務長研修会において周知徹底した。</p>
<p>青森県立弘前実業高等学校</p>	<p>公印使用について、公印使用承認者の承認を確認できないものがある。</p>	<p>財務事務適正化研修会、県立学校長会議、県立学校事務長会総会等において公印の適正な管理及び使用について周知徹底を図るとともに、教育長がすべての県立学校及び出先機関を訪問し、直接所属長に指導した。</p>
<p>青森県立盲学校</p>	<p>全日制高校授業料において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>生徒が退学した際、速やかに調定手続を行うよう、県立学校事務長研修会において周知徹底した。</p>
<p>青森県立青森聾</p>	<p>就学奨励費支給事務において、事務取扱費項目に従った取扱いをしていないものがある。</p>	<p>平成21年3月23日付けで「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」を一部改正するとともに、「使途委任経費及び学校給食等に係る会計取扱要領」を定め、適正な事務処理を行うよう各特別支援学校に対し通知した。</p>
<p>青森県立青森聾</p>	<p>私費である学校給食費及び寄宿舎食費に係る通帳の届出印に公印を使用している。</p>	<p>速やかに学校給食費及び寄宿舎食費に係る通帳の届出印を校長の認印に改印した。</p>

<p>学校</p>	<p>事務が適正に行われていないものがある。</p>	<p>特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」を一部改正するとともに、「使途委任経費及び学校給食等に係る会計取扱要領」を定め、適正な事務処理を行うよう各特別支援学校に対し通知した。</p>
<p>青森県立青森第二養護学校</p>	<p>就学奨励費の通学費支給に当たり、交通用印の認定をしていない。</p>	<p>平成21年3月23日付けで「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」を一部改正し、適正な事務処理を行うよう各特別支援学校に対し通知した。</p>
<p>青森県警察本部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>放置違反金の自主納付催促と滞納処分による財産差押え及び広報活動の徹底により納付率を高めることとした。</p>
<p>青森県立青森聾</p>	<p>諸収入において、調定手続に誤りがあるものがある。</p>	<p>調定手続に誤りのないよう周知し、是正を行った。</p>
<p>青森県立青森聾</p>	<p>需用費及び委託料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>契約の準備段階から、会計経理を主務とする総務担当者の一元管理を徹底するとともに支払遅延のないよう周知した。</p>

(発行所・発行人) 青森県庁第一庁舎 第一階 青森県教育委員会
 (印刷所・販売人) 青森県第一印刷局 第一回 第七十七号 青森県印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一校二付十五田一銭